

答 申 書

平成 28 年 2 月 3 日

安曇野市長 宮 澤 宗 弘 様

安曇野市情報公開・個人情報保護審査会
会長 宮 澤 正 士

第 1 審査会の結論

安曇野市長が、異議申立人の情報公開請求に対してなした、情報不存在決定は、妥当である。

第 2 異議申立て等の経過

- 1 平成 27 年 8 月 11 日付けで、異議申立人は、安曇野市情報公開条例（平成 18 年安曇野市条例 5 号。以下、「本件条例」という。）に基づき、「現在の安曇野市長が引き受けた事務引継書の起案文書と原本」について、情報公開請求（以下、「本件請求」という。）を行った。
- 2 平成 27 年 9 月 30 日付けで、安曇野市長（以下、「実施機関」という。）は、本件請求のうち、「事務引受書の起案文書」（以下、「本件情報」という。）について、異議申立人に対し、「事務引き継ぎ書の起案文書を作成しなかったため」として、情報不存在決定を行い（以下、「本件不存在決定」という。）、異議申立人に通知した（27 秘 A7-11 第 3 号）。
- 3 平成 27 年 10 月 24 日付けで、異議申立人は、本件不存在決定を不服として、実施機関に対し、行政不服審査法の規定に基づく異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張の要旨

異議申立の趣旨及び理由は、以下のとおりである。

- 1 異議申立の趣旨
本件情報の全てを開示せよ。
- 2 異議申立の理由
本件情報不存在は違法かつ不当であり、その真否また、当否を争う。

第 4 本件実施機関の主張の要旨

本件実施機関の理由説明で行った主張の要旨は、以下のとおりである。

- 1 調査の結果、事務引継書の原本は存在したが、起案文書は発見されなかった。
また、当時の安曇野市の電算処理での起案システム、文書管理システムを遡って調査したが、事務引継書の起案文書は発見されなかった。
当時の担当者に聞き取り調査をしたところ、各部に通知をして引継書の作成を依頼し、

取りまとめたが、事務引継書の起案をした記憶はないとの回答であった。

したがって、不存在の理由は「事務引継書の起案文書を作成しなかったため」とした。

- 2 安曇野市事務決裁規程（平成 17 年 10 月 1 日訓令第 2 号）第 3 条、第 6 条及び別表第 1、3（8）には、市長の引継に関することは、市長の決裁が必要と規定されており、起案する必要があったと考える。

第 5 審査会の判断理由

1 本件情報の存否について

- (1) 本件請求の対象となった情報は、「現在の安曇野市長が引き受けた事務引継書の起案文書」である。
- (2) 当審査会は、本件情報の存否を確認するため、実施機関（安曇野市政策部秘書広報課 秘書広報担当）において調査を行ったが、本件情報は存在しなかった。
- (3) 実施機関の説明によれば、事務引継書の作成経緯は以下のとおりである。

平成 21 年 8 月 25 日に庁内の部長・支所長連絡会議が開催され、次期市長に引き継ぐ事項について、地方自治法施行令の規定に従った統一書式により作成するように直接市長から部長・支所長に対し指示が出ており、同年 9 月 30 日までに当時の秘書課に提出するものとされた。

その後、当時の秘書課において、各部支所から提出された引継書を取り纏め、それを以て市長事務引継書とし、前市長が確認し、現市長が初登庁した平成 21 年 10 月 23 日に新市長が引継書を確認し、前市長、現市長両名が署名捺印した。

- (4) 以上の経過について、当時の秘書課の担当者は、事務引継書の起案文書を作成しなかった理由として、市長の引継書が起案になじまないと考えていたこと、また、前市長が引継書を確認していたため、起案をするという認識が足りなかったと説明しており、理由の当否はともかく、起案文書を作成しなかった具体的事情として、一応理解可能である。

よって、起案文書を作成しなかったとの実施機関の主張は、不合理とはいえない。

- (5) したがって、本件実施機関の主張は、結論においてこれを是認できると判断する。

2 結論

以上のことから、本件実施機関において、本件情報を保有しているとは認められないため、当審査会としては、「第 1 審査会の結論」のとおり、情報不存在決定は妥当であると判断した。

3 付言

審査会の結論は以上のとおりであるが、安曇野市事務決裁規程（平成 17 年 10 月 1 日訓令第 2 号）第 3 条、第 6 条及び別表第 1、3（8）には、市長の引継に関することは、市長の決裁が必要と規定されており、安曇野市文書管理規程（平成 17 年 10 月 1 日訓令第 46 号）第 3 条には、事務処理は、軽微な事案である場合を除き、文書を作成して行うことを原則とすると規定されていることからすれば、市長事務引継書の起案文書を作成しなかったことは、妥当ではない。

今後は、市長事務引継書の作成に関し、具体的な事務手続を定めることが必要であり、市長事務引継書の作成については、起案文書を作成した上で、市長の決裁を得る必要があると考え

る。

第6 審査経過

平成 27 年 11 月 4 日	情報公開審査諮問書を受理(平成 27 年 11 月 4 日付け 27 秘 A7-11 第 4 号)
平成 27 年 11 月 18 日	審議
平成 28 年 2 月 3 日	答申

以 上